

財務省告示第五十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年一月二十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十八年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第二十
一回）
- 二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
七年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十七年法律第十九号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
第一項及び第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。この規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
- 三 振替法の適用等
- 四 発行方法

十 十
三 二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年二・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額に加え、次の算
十号に規定する期日に払込み
むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 2.3}{100} \times \frac{36}{365}$$

十 四
初 期 利 子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時におい
て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法人
が適用を受ける所得税の税率
を乗じた金額)を控除すること
ができる。
平成十八年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
第二期以後の利子	毎六月二十日及び十二月二十日	を、各支払期にお	いて、その日以前六月間に属す	る利子を払う。	平成四十七年十二月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行
					財務大臣から通知を受けた者		平成十八年一月二十五日